

本日(10月20日)発売の週刊誌報道および選手の処分に関する記者会見

【実施日時】 10月20日(火) 15:45~17:00

【場所】 ユアテックスタジアム仙台 インタビュールーム

【出席者】 株式会社ベガルタ仙台 代表取締役社長 菊池秀逸

取締役 渡辺雅昭

強化育成本部長 丹治祥庸

<代表取締役社長 菊池秀逸より経緯説明>

本日(10月20日)発売の週刊誌に、当クラブの所属選手に関わる記事が掲載されました。ファンサポーターのみなさま、株主のみなさま、スポンサーのみなさま、Jリーグの各関係者のみなさまに大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げます。また、女性の方につきましても、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げたいと思います。

本日(10月20日)発売の週刊誌におきまして、当クラブに所属する道淵諒平選手にかかわる記事が掲載されました。当クラブが認知していなかった事実など、クラブの秩序、風紀を著しく乱す内容が含まれていることから、当該選手に事実関係を確認した上で本日10月20日、契約解除を決定いたしました。

当クラブは女性とのトラブルを8月14日に認識し、当該選手の事情聴取を行い、顧問弁護士に相談をして対応を決めてまいりました。その際、本人同士で解決することが望ましいという助言をいただいております。当該選手から、本人の代理人となる弁護士を通じて女性と話し合い、最終的に双方合意の上で解決したという報告が9月5日にありました。当該選手からは、二度と同様の行為をしないと誓約書を取り、重い処分を科した上で活動の継続をさせておりました。

本件は両名のプライバシーに関わり、また、双方の要望がある中で公表を控えておりました。当クラブといたしましては、本件について大いに反省し、取り組みが不十分であったことを厳粛に受け止め、二度と発生しないよう一丸となってコンプライアンスの徹底に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

<質疑応答>

※幹事局である東日本放送の代表質問より開始

東日本放送 朝岡：

まず始めに事実経過を教えてください。

菊池：

8月14日に先方(の関係者)から当クラブに連絡があり、当該選手に事情聴取を行った上で、顧問弁護士と相談し対応を進めてまいりました。

東日本放送 朝岡：

逮捕や書類送検、および逮捕容疑は。

菊池：

本件は、担当の取締役から説明いたします。

渡辺：

8月14日に事案を認知いたしました。9月7日に逮捕ということであり、その間のクラブの動きをお話いたします。

8月14日に女性の関係者から連絡があり、本事案を認知しました。同日、強化本部とフロントで、2度3度当該選手から話を聞いております。男女間のトラブルであり、警察から、双方が一旦距離を置くようにと指導を受けました。警察の捜査進行を考慮し、8月17日に当該選手の自宅待機を決め、18日から対応しておりました。その後、(選手は)自身の弁護士と相談し、相手方の女性と弁護士を通じ話し合いました。9月5日に示談が成立し問題解決の報告を弁護士から受けております。

示談が成立したものの、警察にお答えいただけないという状況で、9月7日午前中に(当該選手が)任意同行で警察に行き、午後に釈放されたということを選手の弁護士から夕方に連絡を受けました。同弁護士からの説明では、逮捕状が執行され、その後すぐに釈放されたということです。

弁護士からの説明のみで、警察からも処分内容の報告を受けておらず、確認をしてもお答えできませんとのことでした。

東日本放送 朝岡：

あくまで逮捕ではなく任意同行から釈放なのか。

渡辺：

繰り返しになりますが、選手本人から弁護士の方に、任意同行を求められたという連絡があり、弁護士からクラブに連絡がありました。次の連絡があった夕方の時点では、しかるべき時間に釈放され、自宅に戻ったと選手から連絡があった旨を伝えられました。その間何があったかは確認できておりません。

東日本放送 朝岡：

試合に復帰させた理由は。

菊池：

示談が成立し、釈放されたという事が理由です。

東日本放送 朝岡：

1 度目の処分の内容は適切であったのか。

渡辺：

8 月 17 日は処分ではなく、自宅に待機してほしいという要請であり、8 月 9 日から 10 日にかけての事案の内容が確認できていなかったため、懲戒の判断ができませんでした。しかしながら、警察の捜査が進んでいることもあり、双方合意の上での判断なので、自宅待機としました。

東日本放送 朝岡：

その後の重い処分の内容とは。

渡辺：

週刊誌にもございますが、9 月 7 日に逮捕、釈放されて、8 日から練習に復帰させようという時点の決断です。示談が成立し、被害女性が被害届を取り下げたという話を弁護士から聞いており、その後釈放されたという事実がございますので、練習に参加させてもいいと判断しました。

しかしながら、本人も認めているように、トラブルがあつて警察に事情を聞かれたこと、任意同行を求められ、釈放されたという事実もあります。同様の行為はクラブ、チームの活動にとってマイナスであり、改めて「この条件で復帰させたいかどうか」ということを話し、クラブとしては重い処分を下した上で復帰させました。

東日本放送 朝岡：

重い処分の内容は何だったのか、また、適切であったのか。

渡辺：

処分の内容については、プロサッカーチームで多くの選手と契約しているということもありますので、控えさせていただきたいと思います。

8 月 14 日に認知し、さまざまな決定や決断をしてきたのですが、その都度クラブの顧問弁護士と相談をしながら対応を決めてきました。事案を認知した数日後より、J リーグにも報告を上げており、指導を仰いでおりました。9 月 7 日時点での処分、練習復帰に関しては適切だと考えております。

東日本放送 朝岡：

一度逮捕という言葉が出てきていたが、任意同行を確認していたのか。

渡辺：

任意同行と釈放という事実は確認しております。逮捕の事実は確認しておりません。

東日本放送 朝岡：

最終的に契約解除に至った理由は。

渡辺：

記事の掲載内容がクラブの信用を損ねる行為であったことから決断したということです。

東北放送 大井：

任意同行からの釈放というのはあり得ないと思うが、詳細な説明を。

渡辺：

警察からの伝達、説明がない中で、逮捕の事案を確認していない事はお分かりいただけるのではないかと思います。選手の弁護士から、「任意同行をされた」「釈放された」という内容が、9月7日の出来事の全てであります。

(こちらからの)「その間何があったのですか」という確認の中に「逮捕状を執行されたようだ」という話がありました。しかし、私どもが確認している事項ではございません。

東北放送 大井：

選手の弁護士からの話を聞いていたのは理解できるが、当該選手もしくはクラブの顧問弁護士に逮捕案件であるかを確認すればわかると思うが。

渡辺：

逮捕についてはクラブの顧問弁護士にも確認しているが「それは警察の判断だろう」ということで、「それは逮捕されているだろう」という推定の話をしていません。ただし、選手本人と本人の弁護士の間では、任意同行から逮捕状を執行され、釈放というやり取りがあったと聞いております。弁護士の中では微罪処分という言い方をする逮捕と説明を受けております。警察限りの逮捕であって、当事者にお灸をすえるという意味で、被害者の処分感情が無くなっている場合に、そのような処分があると説明を受けました。しかし、それを警察からも説明をいただけなかったもので、説明を控えさせていただきました。

河北新報：

クラブが認知していなかった事実という発言があったが。

渡辺：

掲載されていた記事の中に、写真やメールが入っていた点です。

河北新報：

8月15日の公式戦に出場しているが、その経緯は。

渡辺：

8月9日から10日の事案の際、警察から事情を聞かれ、二人が距離を置くようにということをご指導されております。(その後は)「警察からの事情聴取がない」ということでした。その時点で弁護士にも相談しているのですが「それは当人同士の話し合いを警察が求めているのではないかと。恋人同士なので家庭内ではありませんが、家庭内のようなトラブルは当人同士で解決すべきという弁護士からのアドバイスもあり判断しました。もう一つ、両者のプライバシーにかかわる問題なので、通常と異なる動きから公になることを心配して、選手として通常通りの行動をしてもらったということでございます。

河北新報：

その判断の上で、17日にはやはり自宅待機になったがその間に何が。

渡辺：

毎晩、意見交換を強化本部と重ね、14日の夜の時点では当事者双方の和解が一番よいのではないかと決断したが、日が経つにつれ「ここは警察の捜査の進展を見た方がいい」と判断しました。ですので、急に変わったというわけではなく、どちらの意見もあったが、会議の流れでそのようになりました。

河北新報：

初動対応について、(同選手の)過去に同じようなことがあった中で、当人同士に任せて把握しきれなかったということが正しかったと思うか。

渡辺：

クラブと選手の関係は、雇用と被雇用の関係と違い、選手が個人事業主のため、クラブが100パーセント介入するのはいかなるものか、ということがあります。当事者同士ということなので、そこにクラブが関与するということまで思いがいたりませんでした。その選手の行動を一から十まで管理できたかというところが難しかったと思います。判断が適切であったか否かについては、その当時でいえば適切な判断だったと思います。しかし、契約解除という判断になった今は、別の判断ができたのではないかと考えるところもあります。

河北新報：

公式戦を何試合か欠場して、復帰したときに離脱理由を、腰の違和感が再発と答えていたが、本人の判断か、クラブと申し合わせたものか。

丹治：

申し合わせるというよりは、そもそも腰に違和感があったのは事実です。

河北新報：

監督やコーチ陣、ほかの選手には伝えていたのか。

丹治：

もちろんコンプライアンス、プライバシーに関わる問題というところで、全てというわけがありませんが、伝えていきます。

河北新報：

いつごろか。

丹治：

事実がわからないという事があり、プライバシーに関わるところで、8月のその期間は待機という話をさせてもらいました。

河北新報：

過去に同様の事案で逮捕されたことがあり、特に DV 事案は再犯率が高いといわれている中、再犯を防ぐための何らかの手を打ってきたのか。

丹治：

もちろん過去の事案は認識しております。実際に、これといったことは実施していませんが、常日頃から、気にかけて話をするなど面談などはしていました。我々としては、とにかくもう二度としないように話はしていました。

河北新報：

甲府の時代に「もう二度とこんなことはしない」というコメントを出した選手に対して、「もう二度としない」と誓う誓約書が出てきただけでゴーサインを出したのか。

渡辺：

誓約書を出したからゴーサインを出したわけではなくて、通常の選手の活動に戻すために誓約書を取ったということでもあります。

河北新報：

社長以下、トップの方々が責任を取ることはないのか

菊池：

昨日の今日という状況でもあるので、処分についてはきちんと改めて対処していきます。

東北放送 大井：

これから検討するという事か。

菊池：

はい

東北放送 大井：

選手の不祥事案による契約解除、フロントの責任問題にまで発展している中で、クラウドファンディングとか寄付をお願いしていて、そういう状況なのかという声も SNS などで上がっていますが、サポーターに対してどのような思いでいるのか。

菊池：

クラウドファンディングを含めて、自粛するという方向でお願いしていく状況です。

東北放送大井：

もうすでに自粛されているという状況か。

菊池：

はい。

司会：

すでに自粛ではなく、今後自粛を検討して行くという意味でございます。

※10月20日、記者会見当日は自粛を検討中でしたが、同月22日にクラウドファンディングを中断いたしました。

菊池：

こういう状況になった事に対して、サポーターのみなさまに、本当に申し訳ないと思っておりますし、今後無いよう、みなさまのご迷惑にならないよう、やっていきたいと思えます。

スポーツニッポン 古田土：

Jリーグにも報告して指導を受けたとの話もあったが、どのようなものだったのか。

渡辺：

Jリーグに最初に報告したのは8月18日だったかと思います。よって、当該事案があり、自宅で待機させていますという報告をし、了承を得ていたということです。許可を得たり、了承を得るというよりは、クラブとしての判断に了解を得ることがほとんどです。これまで数回行っておりますが、了とされたことをアドバイスと受け止めておりました。

スポーツニッポン 古田土：

Jリーグの方は、試合に出して問題はないという了解を得ていたという認識でよいか。

渡辺：

9月8日以降の試合に出ています。が、厳重な処分を下し、誓約書を取り、選手としての活動に復帰させる判断をした報告をし、「それはまかりならん」という判断はなかった。ので、試合に出場することも通常の活動として許可を得たと解釈しております。試合に出ることを許可するという文言はございませんので、それは私どもの解釈であります。

スポーツニッポン 古田土：

選手自身からの話と週刊誌の報道の話に乖離(かいり)があったという認識だが、当初の選手の言い分はどのようなものなのか。

渡辺：

まず、週刊誌の報道と私どもの事情聴取について、同じような事案もありますし、全く説明のなかった事案もあると受け止めております。記事の写真とかメールのプリントとかについては、いくつか確認をしていないものであります。クラブの秩序を著しく乱すものが雑誌の記事に掲載される内容を昨日(10月19日)夜に把握し、契約違反として契約解除の判断をしました。私どもが事情聴取した中身をお話することは控えさせていただきます。

スポーツニッポン 古田土：

逮捕について、選手本人から直接聞く事情聴取のようなものはなかったのか。

渡辺：

法律的なことに関しては、弁護士の方が詳しく、解説がわかりやすいので、弁護士の解説を自分たちの判断のよりどころとしたところであります。

時事通信 三浦：

週刊誌の写真やメールがクラブの風紀を乱すためとのことだが、掲載されなかった場合は契約解除にいたらなかったという認識か。

渡辺：

週刊誌から連絡を受けたのは10月14日の時点。受けていた質問は、逮捕の真偽、ドメスティックバイオレンスの真偽です。もう一つ、当該選手が甲府時代の逮捕、不起訴の事実を知っていたのかという質問です。以上の事実のみの記事であれば、ご質問のようにクラブの秩序風紀を乱したという判断にはいたらなかったと考えております。もう一つ、やや重い判断として、刑罰法規に抵触するという条項がございます。8月14日以来、その見極めをしてきたので、逮捕やドメスティックバイオレンスだけだと、刑罰法規に抵触するというボーダーラインにはいならず、もしかすると契約解除にはいたらなかったのではないかと思います。しかしながら、ベガルタ仙台のアカデミーにはたくさんの子供たち、その保護者の方々がいらっしゃるのですが、とてもその方たちには見せられない写真が掲載され、契約解除条項にあたるという判断にいたりました。

NHK 仙台 平：

解雇された段階で道渕選手からファンやサポーターへの言葉はあったか。

渡辺：

昨日(10月19日)深夜、道渕選手を会社に呼び、記事の話をしました。同選手は記事を何度も繰り返し読んだ上で、立ち上がり「大変申し訳ございませんでした」と謝罪しました。しかしながら、契約解除という通告はさせていただきました。

ミヤギテレビ 豊澤：

契約解除の決め手に写真という話があったが、それだけが決め手か。

渡辺：

記事中の事実の中に、私たちが認識している事案と異なる事案があり本人に確認したところ、真実であり、写真、記事とメールと総合的に判断させてもらったという事です。

ミヤギテレビ 豊澤：

クラブとしては、週刊誌の内容は、すべて事実という認識でよいのか。

渡辺：

クラブが得ている情報と異なる内容もございました。これはクラブが確認したというよりも、選手の弁護士から「これは事実と違う」というご指摘をいただいた場所がございました。

ミヤギテレビ 豊澤：

それはどういったところか。

渡辺：

それはクラブが確認できるものではないので、事実と違うかを私たちは判断できません。

河北新報：

刑罰法規に抵触するかを見極めてきたという話があったが、逮捕されたかどうかは、最も重要なポイントになると思う。それを弁護士の判断で決めたということか。

渡辺：

14日以降検討してきた大きな中身であります。どのような警察、検察の判断があった場合に、契約解除するか、刑罰法規に抵触すると判断できるかが議論のポイントです。一般の民間企業、公務員のでは、「起訴」をもって職を解かれるということが多いと理解しています。それから、民間企業の中には酒気帯び運転などの「検挙」をもって職を解くという会社もあると認識しています。その一方で、「逮捕」だけで職を解かれるという例はあまり多くないと理解しておりました。当然プロスポーツクラブですので、お客様、ファンサポーター、スポンサーのみなさまの支えで生きており、「起訴」をもって当該選手の契約を解除するというのは少し緩すぎると。「書類送検」をもって判断するという考えと、人気選手であるため「逮捕」という事で即契約解除もあるという議論を重ねたということです。軽微な事案ですぐに釈放される、検察庁に送致されないという事案の場合に、どうするのが悩みどころで、弁護士の解釈によったと言われればその通りです。しかしながら、逮捕で即解雇が一般社会でなじんでいる処分なのかというところを検討した次第です。

東北放送 大井：

弁護士の解釈によったというのは、クラブの顧問弁護士の解釈か選手の弁護士の解釈か。

渡辺：

説明をいただいた選手の顧問弁護士が、微罪処分という判断を示しておりますので、そこを一つのよりどころとしたというところでは。

東北放送 大井：

選手の弁護士は、選手の立場を弁護し、権利を主張すると理解できるが。そちらをより所にしてしまえば、選手よりの判断になるのが一般的な考えかと思うが。

渡辺：

警察の情報が全くない中で、警察の処分を分かりうる人間が選手本人の弁護士しかおらず、警察からも我々にお知らせがなかった場合、何をもって判断するかということです。私たちの情報は、選手の弁護士からしか入ってこない中での判断でした。

東北放送 大井：

2度目の逮捕で同じDV案件であるというところは、判断の基準に含まれなかったのか。

渡辺：

2度目という事は確認していますが。1度目が2017シーズンに3か月の出場停止という事で、同シーズンは逮捕事案によって出場しておりませんでした。2018シーズンは、40試合に出場したという記録があります。「故郷の仙台にもどってこないか」というオファーを出したのは、2018シーズンの活躍を評価したわけですね。2度目という事を私たちが常に念頭に置かなければならないのか。「この人は犯罪者であったから、また犯罪を犯すのか」というように見ながら暮らす社会がよろしいのかという事です。2度目という事で、通常より重い処罰を下すということは選択しませんでした。

フリーランス 板垣：

今回契約解除という決断にいたったことへの現場への説明と今後の対応策は。

丹治：

チームには本日(10月20日)、社長ならびに取締役から説明してもらいました。今後の対応策については、これからしっかり考えて対応していきたいと思います。

河北新報：

女性側への謝罪はクラブとしてどのようにしていくのか。

渡辺：

所属する選手との間でトラブルがあり、週刊誌の記事によると傷ついているということで、当然ながら申し訳ないという気持ちでいっぱいです。選手の弁護士も話し合いを望んでいたが、当該選手が接触することは禁止されており、ましてや契約主であるクラブが女性に近づくということは、女性の心の状態に配慮し控えた方が良く判断しました。